



州知事之職務

州之支配
州院

州民議院

佛國政府體格及機關 三

太政官



州之支配之事

佛國ハ八十九州ニ分レ各州又多少ノ郡ニ分レ各郡亦多少ノ邑ニ分ル

但ニ縣ハ只裁判上ニ付テノ區分ナルノミ

州知事

州内第一ノ官吏ハ州知事ナリ

太政官

州知事ハ獨身ニテ或ハ州院フコンセイユド州民議院

コンセイユノ補助ヲ以テ州ヲ支配スルナリ

州知事ハ國內卿コレヲ差進メ皇帝コレヲ命任ス州

知事ハ直ニ皇帝ニ誓ヲ為スナリ

州知事ハ已ノ留守中職務ヲ只スクレテ一ルジユラ

一ル権知事ノ類但レ佛國ニ於テ各州ニ推知事アルニ非ズ或ハ州院ノ議官

一人ヘノミ委託スルナリ若州知事其州外ニ出ル

時ハ國內卿ノ免許ヲ受クベキ事ナリ

州ノ支配官ハ常ニ其州ノ人民ノ多少ニ随ヒ三等ニ
分ル

一等州知事ハ四萬フランクノ年給ヲ受ケ二等知事
ハ三萬フランク三等知事ハ二萬フランクヲ受ク
然氏二等或ハ三等州知事ハ同シ州ニ五年勤仕セシ
上ハ他州へ轉任スルトナク五年フランクノ増金ヲ
受ケ又此上五年勤仕セシ時ハ右増金ヲ一萬フラン
クニ増ストヲ得ルナリ

太政官

一等或二等州知事ハ年給ヲ減ゼシテ一段下位ノ
州知事ト為サルニヲ得ベシ一等知事二等知事ニ降
リ二等知事三等知事ニ
降ルナリ尤此給料不減ノトハ右他州へ轉任ノ布令
ニヨツテコレヲ定ムベキト

但ニ右等ノ規則ハ同シ州ニ善ク練達シ且ソ
ノ州ノ便益ヲ熟知シ居ル官吏ヲ存シ置
クトノ要用ナルニ基ケルトナリ

無役トナル時イマダ隱居料ヲ受ル為メ定メアル件

タニ適當セザル州知事并郡知事ハ無役料トレドノ
ニアクヲ受ルヲ得ベシ尤政府ヨリ俸給ヲ附ケア
チビテ一ル後ナラザルヲ得ズ

此無役給料ハ左ノ如ク定メアリ

一等州知事 八千フランク

二等州知事 三千フランク

三等州知事 全

一等郡知事 三千フランク

太政官

二等及三等郡知事 二千四百フランク

無役給料ヲ受ル期限ハ六年ヲ越スヲ得ズ

右無役給料ハ國帑ヨリ賜フ俸給トモ又國帑或ハケ

ツスドロトレートサントラルコレハ州ノ官員ノ内
政府ヨリ俸給ヲ受ガ

ル者別ヨリ受ル俸給ノ内多少ノ金高ヲ預ク置ク積
金所ヲ云フ此官員ハ年々右金ノ四分五厘ノ利ヲ受

テ居リ老後ニ至リ定則ニ隨ヒ此積金所ヨリ隱居料
ヲ受ル事ナリ

ヨリ與フル隱居料トモ兼受スベカラズ

然氏此無役給料ハ軍勢ノ隱居料ト兼受スルヲ得ベ

州知事ハ年給ノ外支配費金フレダドミニヲ受ク此
費金ノ五分ノ四ヲ以テ州ノ官署ノ諸役人ノ給料ヲ
拂フコトナリ其餘ハ諸器具并州知事巡行ノ費用其
他支配上ノ諸入費ニ供用スル事ニ定メアルナリ

州知事ノ職務

州知事ノ州内ニ於テ行法推ノ保管人ナリ
政府ノ行事人トシテ州知事ノ權威ハ都テ州内ノ諸

太政官

公用ニ及ブコトナリ

州知事ハ諸法度布令并諸卿ノ決定ノ施行ヲ慥ハル
為メ要用ナル所置ヲ施為スルコト

州知事ハ州ノ支配上ノ諸行事人ノ上官ニシテ右行
事人輩ヘ直ニ命令ヲ与ヘルコトナリ故ニ州知事ハ右
輩ノ所置ノ内已ヘ施行ヲ委任シアル法度告令及決
定ニ背キ或ハ自カラ出セル命令ニ及スルト思フ所
置アル時ハコレヲ駁廢レ或ハ變改スルノ權アリ又

支配ヲ受ル者ハ若州知事ノ配下ニ在ル行事人ヨリ
出テタル所置巳ノ公正ノ便益ヲ害スルト思フ時ハ
右所置ニ對シテ州知事ノ前ニ出訴スルノ権アリ
州知事ハ人民ヨリ直ニ或ハ巳ノ紹介ヲ以テ上官ニ
出シタル諸訴訟ニ付存意ヲ速マ且コレヲ説明スル
コトニ任ゼラレ居ルコトナリ

州知事ハ都テ政府ノ政治ヲ導キ且ツ翼明スベキ徴
驗ヲ聚メ又コレヲ政府ヘ傳達スルコトニ任ゼラレ居

太政官

ルコトナリ州知事ハ政府ヲレテ巳ノ支配スル諸公用
ノ規則中へ差入ル、ハキ條好并變改ニ注意セシム
ルコト

州知事ハ州内ニ於テハ行法権ヲ特ニ居ル最上頭領
ニレテ至急不得已ノ場合或ハ重キ場合ニ於テハ諸
卿并皇帝ニ屬スル諸事ニテモコレニ付一時決定ヲ
為スノ権アリ然レテ諸人是非其決定ニ随フベキ
コトナリ尤其後ニテ上官ニ訴へ出ルコトヲ得ルナリ

特ニ法度或ハ政府ノ關係ニ歸スル諸事ニ付テノ外
ハ州知事ノ權及ザル所ナレ然レテ州知事ハ諸作為
ニ付更ニ政府ヨリ命ゼラレレ由ヲ證明スルニ及ザ
ル

官吏命任ノ事

州知事ハ政府ヨリ仲入リスルヲナク只夫々公用ノ
頭領ノ差進ヲ以テ左ノ俸給アル役ヲ命任スル事
州ノ諸獄屋ノ支配人

太政官

諸獄屋ノ看守人并ツノ^{オシミツヨシドシエルハイアシス}検査總代ノ官員

狂人ノ教育所ノ醫師并勘定役

邑ニ屬スル或ハ私ノ建造所内ニ於ケル温泉

ノ醫師

乞食教育所ノ支配人并行事人

州ノ建屋者^{アルエテクト}

州ノ古紀保藏人^{アルレビスト}

諸教育所ノ支配人掌管人并ツノ收納官

量衡檢視人

画術学校ノ支配人并教官且都府ノ博物館ノ

保存役額外提調官

歳入三十萬フランクヲ越サル都府ノ口ス

ホールモエニレバル邑ノ入金ヲ收納スル人

火藥ノ零賣人

歳入千フランクヲ越サル烟草零賣役所ノ

支配人都府ノ輸入納税所都府ノ入口ニ局ヲ

太政官

設ケ府内へ輸入スル食物薪炭ノ頭領

等ノ類ヨリ税ヲ取ル所ヲ云フ
狼獾ノリユーテナン但シ狼繁殖レラ害ヲ為

為百姓ヲ集メ共ニ獵ヲ
為一ニ任セテレ居ル人

飛脚役所ノ介與人紙ヲ受取ル為メ來ル人ニ

コレヲ介及送信人フダクトール即手紙ヲ
與スル人屢々ハ持行キ届ケル人

刈邑并公建造所ノ山林看守人

田舎看守人ガルドシアンペールトル

人口六千以下ノ都府ノ取締リノ長

醫事上總代ノ官員

橋梁ノピキエール職人ノ長及道路事務ノカ

ントンニエー道路修復ノ為メ常々道側ニ住居シ銘々持場丈ケノ道ヲ日々

脩復掃除スル人

通船看守人カントンニエー河筋ヲ右ノ持場丈ケ掃除スル人

クリエジエー水間看守人バレジスト水柵看守人

トシエー橋梁看守人

太政官

燈明臺看守人及貿易港ノ舟手カノチエー

馬頭検査人

州知事ハ右ノ諸役ヲ命任スルコトニ付國內卿ノ検査

ヲ受ルコトナリ

若重大ノ事故ニヨリ州知事ハ巴ヲ得ズ右等ノ官吏

ノ内ヲ免職セシムル時ハ速ニ其趣ヲ國內卿ニ告ゲ

且右決定ヲ為セテ事故ヲ申し届ケベキ事ナリ

州知事ノ命任スベキ無給ノ諸役ハ左ノ通りナリ

病院及貧院ノ掌管總代ノ官員ノ役

耕作商議局ノ官員ノ役

一般ノ健康上ノ總代ノ官員ノ役

版圖用向スタヂスエラフニ付各縣ニ集會スル總代ノ官員ノ

役

國家一般ノ平治ニ付州知事ノ職務

州知事ハ一般ノ平治ヲ維持スルコトニ格段ニ任ゼラ

レ居ル者ニテ免後ノ襲撃ヲ捍禦シ或ハ乱ヲ作ス

太政官

ノヲ驅散シ或ハ法度ヲ施行スル等ノ為メ州ノ兵力

ヲ請ヒ受ルノ権アリ又重大ナル騷乱ノ場合ニ於テ

ハ一時エタドシエージユ皇帝職務ノ條ヲ巴ノ支配ニ記セリ

スル州内ニ布告スルノ権アリ

何等ノ演劇場ニテモ州知事ノ免許ナク州内ニコレ

ヲ取建ルヲ得ズ何等ノ戲作ニテモ州知事ノ免許ナ

ク州内劇場ニ於テコレヲ興行スルヲ得ズ

何等ノ茶店及飲料零賣店ニテモ州知事ノ免許ナク

エレヲ閉店スルヲ得ズ州知事ハ一般ノ平治上ノ
處置ヲ以テ右ヲ閉店セシムルノ權アリ

州知事ハ新聞紙ノ類ノ行賣ヲ免許シ且検査ス

州知事ハ諸人ニ知ラシムルヲ要用ナリト思フ公書
徵驗及既ニ出板セシ新聞紙ノ改正等ヲ州ノ新聞紙
ノ首ニ書入レシムルノ權アリ

州知事ハ新聞紙ヲ差留ル前ニ國內卿ノ承知ヲ以テ
國法ニ定メタル譴責ヲ右ノ新聞紙ニ蒙ラシムルヲ

太政官

但シ 德國ノ法度ニ於テ禁シアル事ヲ書載スル

新聞紙ハ譴責ヲ受ル事ニシテ若同シ新聞
紙二度譴責ヲ得ル上ハ支配官吏ソノ出板
ヲ當分ノ内差留ルヲナリ若又再度當分ノ
差留ヲ受レ上ハ三度目ニ此新聞紙ヲ廢ス
州知事ハ圖画印画ノ出板展覽ヲ免許ス

州及邑ノ取締ニ付州知事ノ職務

州知事ハ州ノ諸事ノミナラズ邑官ノ監察ニ委シアル事マデニ適用スル取締向ノ決定ヲ直ニ為スノ権アリ

州知事ハ取締上ノ規則トナルベキ邑知事ノ決定ヲ駁廢シ或ハ其施行ヲ差留メルノ権アリ然レ決シテコレヲ變改スルコトヲ得ズ尤モ急速ノ場合ニテ邑官猶豫不動ナル時ハ州知事ソノ代リトシテ邑ノ取締上ニ合テ決定ヲ為スノ権アリ

太政官

養生物并農耕ニ付テ州知事ノ職務

州知事ハ獣畜ノ市ノ外ハ諸市ノ肉場ヲ免許ス

州知事ハ獣肉并蒸餾賣買ノ諸規則及一定返回ノ市

フヲワール年々幾度ト定メアル市并通例ノ市ル市ニ於テ諸食物

賣捌ノ規則ヲ都テ作ル

州知事ハ害ヲ為ス禽獸ヲ消絶スル為メ勵ミ金ヲ與

フルコトナリ

州知事ハ獣病療治ノ諸入費ノ規則ヲ定メル

工作上ノ取締ニ付テ州知事ノ職務

州知事ハ左ノ件々ニ任ゼラレ居ルコトナリ

第一

牙僧ノ紹介ニヨリ争買スル賣物ノ表目ヲ

許允スルコト

第二

諸市馬頭及其他公然ノ場所ノ貿易上ノ取

締ノ規則ヲ許允スルコト

第三

國法ニ於テ定メラル形式ニ随ヒ一等ノ不

健康建造所ノ取建ヲ免許シ且國內卿ノ承

太政官

允ヲ以テ茅二等ノ不健康建造所ノ取建ヲ

免許スルコト

但ヒ佛國ニ於テ不健康建造所

都テ人民ノ為メ不

健康ナル或ハ危険ナル建造所ヲ云フ即屠場花早附木ヲ作ル場所等ナ

リハ三等ニ分ル茅一等ノ建造所ハ

是非共民居ヲ離ル地ニ取建ツベキ

一茅二等ハ民居ヲ離ル地ニ建ツル

一要用ナルモノ茅三等ハ民居ノ地

ニ建ツル得ベキモノナリ

第四 運上所支配人ノ同意ノ上運上所ノ界線内

ニ製造所及細工所ノ取建ヲ許允スル

州知事ハ鑛山畧械方ノ存意ヲ問ヒレ上地主ヨリ一
應ノ申レ立ノミニテ其持地内ノ鐵ノ地金及流玉中
ノ地金ヲ掘出ス一ヲ許允或ハ鍛冶屋ニ右等ノ地金
ヲ掘出ス一ヲ許ス一

同ニ地所ノ地金ヲ掘出レ或ハ買受ント欲スル諸鍛

太政官

治屋ニニ相競フ時ハ州知事ハ鑛山畧械方ノ存意ヲ
問ヒレ上右鍛冶屋ノ各買受或掘出スベキ割合ヲ定
メル一ナリ

州知事ハ温泉ノ定價ヲ定ムル

州知事ハ直税并邑ノ入金ノ割付書ヲ作り且コレヲ
施行セシムル

州知事ハ國ノ金銀ノ提調并供用ヲ検査スル一ニ任
ゼラレ居リ月々勘定拂ヒ役ノ金櫃ヲ檢視レ其出入

金銀ノ勘定ヲ留メ且ツ定メ櫃中ノ金高ヲ自カラ見
正スナリ

州知事八月々十日二十日晦日毎ニ州ノ大収納官ノ
為セテ收納金ノ目錄ヲ大蔵御ニ呈スルナリ

州知事ハ州院會議ニ於テ大蔵御ノ免許ナク只夫々

ノ公務ノ頭領ノ存意ヲ問ヒテ上役條卷末州院職ニ
務ノ条ヲ云フ

記スル諸事ニ付決定ヲ為スナリ

大道

ボグラノド及村路ボワリレニ付州知事ノ

太政官

職務

但シ佛國ニ於テ道路ニ類ニ分ル

大道

コレニ三類アリ

茅一ルトアンバリヤル即御道ト
云ヒテ京師ヨリ全國ヲ通り諸天都
府へ通ズル道 茅ニルトドデバル

トマシク即州道トテ州内ノ都府
ヨリ都府へ通ズル道 茅三ハ即京師

内ノ街路ヲ云

小道

コレニ二類アリ 茅一即都府内并村
内ノ街路 茅ニ都府ト村トノ間ノ路

大道ノ事ニ付テハ州知事ハ其大道ノ側ニ家屋ヲ建

造スルノ免許ヲ与ヘ且ソノ家屋ノ間口ノ直線ヲ定
ム但シ都府大村及小村中ニ通ル右大道ノ分ダケニ
付テモ同様ノ事ナリ

州知事ハ大道ノ脩復ニ注意シ且州内ニ大道ヲ開ク
ニ付テノ工業ヲ指導シ道路通行ノ安寧ニ関スル處
置ヲ命ズ譬ヘバ崩レントレ居ル家屋ヲ取崩サレム
ル等ナリ

州知事ハ邑知事或邑民議院ノ存意ヲ問ヒレ後ニテ

太政官

村路ヲ廢シ或ハ他路ヲ村路中ヘ列スル事ヲ定メ且

コノ幅ヲ定ム尤村小路ナレバ其幅六メートル（一ノトハ
三三尺餘）

ヲ越スヲ得ズ村大路ナレバ八メートルヲ越スヲ得ザル事ナリ

州知事ハ道路ヲ新開スルノ権アリ尤ソノ前右ニ関
係スル邑ノ邑民議院ノ存意ヲ問フベキ

河堀諸類取扱ヒノ規則

州知事ハ農桑貿易工部卿ノ免許ナク左ノ諸事物ニ

付決定スルナリ

第一 通航スベキ或ハ物ヲ浮ブベキ流水ヨリ罾
撤ヲ以テ水ヲ引クノ免許

第二 右等ノ流水上ヘ一時ノ建造所ヲ作ルノ免
許但レ此建造所ハ水面ノ高サヲ變ズル時
モ同様ノ事 管ハ水柵ヲ作ル時ハ水ノ平面
ヲ變ズル等ナリ

第三 通航スベカラズ或ハ物ヲ浮ブベカラザル
流水ニ水磨水柵金鉄製造所又ハ灌溉ノ為

太政官

ハ水ヲ引ク等ノ新建造所ヲ作ル免許

第四 通航スベカラズ且ツ物ヲ浮ブベカラザル
流水ヲ淘浚レ且善クコレヲ脩治スル為ノ
規則

第五 海河并通航スベキ或ハスベカラザル流水
灌溉ノ為ヲノ堀且乾涸スル為ヲノ堀等ニ
對レ堤防ヲ作ルノ工業并脩治ニ付ラ便益
ヲ受クベキ地主輩右工業ノ施行并ソノ入

費ノ割合ニ付テ皆同意ナル時ハ右地主輩
ヲ此工業ノ總代トナスコ

第六 通船ノ用事ノ為メ河岸上ニ馬頭ヲ取建ル

ノ免許及此馬頭ヲ用ルニ付テノ約條ヲ定
ムルコ

第七 渡船民往來ノ舟船ノ用業ノ免許

公業ニ付テ州知事ノ職務

太政官

州知事ハ工部卿ノ免許ナク只器械方ノ頭アシエエ
ニエール

アシエエノ存意ヲ問ヒ或ハ其差進メニヨリテ左ノ諸
件ニ付テ決定スルコナリ

第一 州ノ年費惣高ノ内夫々ノ工業ノ為メ定ツ

タル費用高ノ制限ダケ地面或不動産ヲ買
入レルノ入費ノ事

第二 都テ償金ノ諸入費ノ事

第三 州ノ有スル所ノ地面倉庫等ヲ貸スコ

第四

創ヲ蒙リ或ハ廢換サレタル職人へ規則ニ

於テ定メアル制限ニ隨ヒテ賜フ救助金ノ

事

人選上ノ事

但民選議院州民議院等ノ人選ヲ云フナリ

人選ニ付テノ法度ヲ施行スルコトハ州知事ニ委任シ

アルコトナリ

政府ノ名代トシテ州知事ノ職務

太政官

州知事ハ民法裁判所及支配裁判所ノ前ニ於テハ

チーレゼール

但レハルチーレゼールトハ罪ヲ犯セ
ル人アル時此罪ヨリ他人ノ損害ヲ生

スルコトアリ右損害ヲ受テタル人此ノ罪人或ハ罪人
ノ相續人ニ對シ右損害ノ償ヲ求ムル為メ裁判所へ

訴ヘルコトヲハルチーレゼールトシテ原告被告ノ差
ルトレテ訴ヘルト云フナリ

別ナク政府ノ名代トナリ

州知事ハ又刑物ノ賣渡シ及交易ノ證書ニ付テノモ

ナラズ材木ノ代賣ノ入札及都テ借貸手形ニ付テモ

政府ノ名代トシテソノ約條ヲ取極メルコト

但し 此ニツノ場合 入札并借貸
手形ノ時ヲ云フニ於テハ州

知事ハ大蔵卿ノ支配ヲ受ケナガラ事ヲ行

フ故ニ同卿ノ許允ヲ諸ヒ受ザルヲ得ズ

誰ニテモ先ツ州知事へ争訟ノ書付ヲ呈セズレテ政

府へ直ニ争訟ヲ仕掛ルヲ得ズ但レ此書付ヲ州知事

ニ呈スルハ全ク講和ノ誠ニナリ州知事ハ此事ニ関

スル卿ノ存意ヲ問ヒ且ツ其指揮ヲ受ルナリ若書付

ヲ呈セシ日ヨリ三十日ノ内ニ政府ニテ右訴訟ヲ省

太政官

理セサル時ハ此訴人ハ政府へ對レテ右ノ訴訟ヲ裁

判所へ出スノ権アリ

政府ノ名代トレテ州知事ノ為セン決定ニ對レテハ

諸卿又ハ國議院へ出訴スルヲ得ベシ

邑ノ後見人トレテ州知事ノ職務

邑ノ支配ハ殆ト全ク州知事ノ手ニ在リ

然レ直ニ政府へ関スル邑ノ諸事ニ付テハ州知事コ

レテ國內卿ノ決定ニ差進ムベキナリ

州知事ノ直ニ決スル邑ノ諸事ハ左ノ通りナリ

第一 通例ノ市并ハール屋根ノ張りアルノ場所市場ヲ云フ

ノ内商人工賃渡スノ定價表及橋梁通行税

シヨージアージュ舟船ノ高ヲ量ルノ税ノ定數表

第二 邑ノ年々ノ出入金銀惣高并諸勘定

第三 五年ノ阿サンチームアゲームアゲレヨン

子ル二十サンチームマヲノ高ノ非常税ヲ

提調スルヲ許ス

太政官

但シ 毎年州民議院ニ於テ州ノ來年ノ雜

費高ヲ咨言ヲ以テ抗拒或ハ許諾シ

ソノ上ニテ州知事ハ通例ノ年々入

金高ヲ以テ供用レガタキ非常雜費

高ヲ取極メコレヲ州民議院ノ抗拒

ニ差進メルコトナリ此雜費ニ供用

スル為メ若一度也ニ定ツタル税額

ヲ増加スル時ハ其後ニ至リ

税高割付ヲ為スニ甚不都合ナル故佛
國ニ於テハ元定ツタル直税高ヲ決シ
テ變改スルコトナク只非常ノ雜費ニ
供用スニ要用ナル金高丈ケサンチ
ムアチシヨン子ル即本税ニ増スサン
チ一ム但レ一サン
チ一ムハ一フヲ増定メルナリ
ラシクノ百分ノ一
但レ右ノ仕方ハ只別ノ雜費ノモナラ
ズ政府及邑ノ年々雜費高ノ為メニモ

太政官

同レ仕方ヲ用ユルナリ

- 第四 十年限リニテ返済スベキ借金ノ免許
- 第五 邑并諸救育所ノ役人及行事人ノ隱居料
- 第六 金銀ニ非ル邑ノ所有物ヲ享用スルコト
- 第七 價ヲ論ゼス都テ邑ニ属スル諸財産ノ手離
レ買入交并分配ノ免許
- 第八 邑ノ名ヲ以テ献物ヲ受ケ及諸財産ニ付テ

ノ和約ヲ結ブ
ノイタイノヤクワク

第九

諸工業ノ繪圖并積リ勘定ヲ許允スルコト

第十

年期ニ拘ハラズ諸借貸手形ヲ許允スルコト

第十一

相對ニテ邑ヨリ結ビシ約定ヲ許允スルコト

第十二

都府内ノ家屋道路ノ位置ノ繪圖ヲ許允スルコト

ルコト

第十三

通船スベカラズ物ヲ浮ブベカラザル流水

ヲ淘浚シ其幅ヲ廣メルコト

太政官

州ノ所有物

國法ニ於テ州ハ政府ノ後見ヲ受ケナカラ諸物ヲ持

有レ買入レ手離スコトヲ得ル即持王ノ分限ニ屬スル

諸行為ヲ得ル如年ノ人ノ如ク看做サルコトナリ

皇帝ハ右ノ後見ヲ諸卿或ハ州知事或ハ州院へ委托

スルヲ得ルナリ

州ノ所有物ハ左ノ如シ

第一 支配官或ハ裁判官ノ用ニ供レアル諸厦屋

茅二、 州路并其他都ヲ州ノ作リレ築造物

茅三、 州知館裁判所郡知事ノ官署等ノ家財

但シ右等ノ所有物ハ歲入ヲ出ス為メノ物ニ非ズ且利益ヲ興サン為メ右等ノ物ヲ買フ事ハ州ハ禁シアルナリ

右等ノ外左ノ諸物ヲモ州ノ所有物中ニ入ルベキナリ

茅一、 無体所有物即橋梁通行税ノ類ニテ橋梁ノ

築造或ハ州路ノ改脩ノ為メ州ハ格ノ法ニ

於テ提調スルヲ許スノ税ノ如キ者ヲ云

太政官

茅二、 樹木培植所ルピニエニ用ユル地所ト初メ

州ノ用ニ供シ其後一時不用ニ成リ居ル厦

屋 諸碑記并手本ノ為メ取建テラレシ政

府ノ田家

若シ州ハ公用ニ供レアラサル所有物ヲ持シ居ル時

ハ州民議院ソノ取扱ヒ方ヲ評議シ州知事ハ已ノ決

定ヲ以テ其評議セシ事ヲ施行セシムルナリ

不動産ノ買入手離ニモ州民議院ノ評議ニヨラズンバ州ハコレヲ為スヲ得ズ右等ノ證書ト交易モ貸渡ノ證書ヲモ支配上ノ定式ニ随ヒテ結グ者ハ州知事ナリ

太政官

州院

州院ハ皇帝ニヨツテ命任サレタル官負ヲ以テ編成

ス皇帝ハコレヲ免職セシムルノ権アリ

州院議負ノ数ハ諸州ニ於テ同シカラズセイヌ京師也理

府ハ此州内ニ在リ州ニ於テハ其数五人ニシテ他州ニ於テハ

三人或ハ四人ナリ

州知事ハ州院ニ出席スルノ権アリ州知事ハ此ニ出

太政官

席スル時ハソノ統領トナルトニシテ發言ノ数相半

スル時ハ州知事ノ發言ヲ以テ議ヲ決スル事

州院ノ議官ノ内一人留守トナル時ハ残り居ル諸議

官州民議官ノ内一人ヲ選ビ右不在議官ノ代人ニ命

ズル事

セイヌ州ニ於テハ州院議官ノ年給八千フランクナ

リ他州ニ於テハ議官三等ニ分ル

一等議官ノ年給

三千フランク

二等議官ノ年給

二千フランク

三等議官ノ年給

一千六百フランク

州院ノ職務

州院ハ州ノ支配ニ付州知事ノ輔佐トナル為メ且重
モニ都テ支配上ノ諸争訟ニ付決定スル為メ州知事
ノ側ニ設置カル、ナリ

州院ノ支配上ニ付テノ職務ハ只商議スルヲ、ミナ

太政官

リ即州院ハ州知事ヨリ質問スル事ニ付或ハ國法ニ
於テ定メアルトニ付存意ヲ述ルノミナリ但シ國法
ニ於テ州知事ハ州院會議ニ於テ即州院ノ存意ヲ問
ヒシ上ニテ決スベシト定メシ教事アリ
然氏州知事ハ是非共州院ノ存意ニ從ハザルヲ得ガ
ルニハ非ルナリ

州知事ノ州院會議ニ於テ決スベキ諸事ハ左ノ通り

第一 量地役、為セル田地ノ估價ノ定數表ヲ許允

テヲフル

スル事村路^{ビシユマン}ノ不慮ノ破損ノ賑濟金
ノ規則火藥賣買ノ^{トニ}関スル註誤烟草ヲ種
ユベキ畝数ヲ大抵ニ定ムル^ト政府ノ烟草製
造所ノ本品給備ノ仕方ヲ定ル^ト

第二 廢サレタル大道ノ側ニ地所ヲ持テ居ル者ヨ
リ耕作ノ小路ヲ残シ置ク^トヲ願ヒ出ル時ハ
其願書ヲ定メル^ト

太政官

レヲ貸渡ス^ト但シ州院事ノ決スベキハ價千
フランク以下ノ財産ニ限ル^ト
一時免許ノ名義ヲ以テセル^ト子^ニドノ地所
ヲ貸ス^ト但シ此免許ハ随意ニ廢スルヲ得ベ
キ^ト

但シセル^ト子^ニド^ト云^フハ空地ナレ共
コレヲ用エル^トヲ禁ジアル^ト地所ヲ云^フ
御道州道并郡村路上ニ在ル國ノ所有地ヲ讓
ル^ト道ヲ廢スルヨリ生ズル空地ヲ交易スル

一 二千フランク以下ノ入費ヲ拂フ事

山林中或其近傍ニ於テ石灰窯家屋小屋田家
材木置場材木店等ヲ取建造立スルコトニ関ス
ル免許

第三

邑ヨリ地面入用ニ付人民ノ轉宅言付エキス
アア

アシヲ願出ル時又ハ村路ヲ開キ或ハコレヲ
改脩スルニ付地面入用ノ時ハ州知事ハ右ノ
為メ讓ルベキ地面ヲ定メ且右地面ヲ用ヒ初

太政官

ムベキ日限ヲ定メルコト

公業ノ為メ邑ノ財産ヲ手離スルニ関スル事
ニ付邑民議院ノ評議セシコトヲ許允スルコト

橋路ノ工業ノ為メ入札アル時ハ諸受買人ヨ
リ出ス入札ノ封書ヲ受取ルコト

年々州ヨリ出スベキ兵數ヲ諸縣ハ割付ル事
倍審ノ年々ノ名簿ヲ作ル為メ各郡各縣ハ倍
審役ノ數ヲ割付ルコト

州民議院ノ官負ヲ三分ノ一ツ、改正スル為
メノ闖取但シ州民議院三十人アレバ三年目
ゴトニ十人ヅ、改正スルコトナリ
州民議院一人數縣ヨリ共ニ選任サレ且同人
右數縣ノ内何縣ノ名代人トナランモ自カラ
擇ビ定メザル時ハ州院ハ同人ノ属スベキ縣
ヲ闖取リニスルコト

州民議院或郡民議院法ニ背キシ會席ニ於テ
ナセシ所行ヲ駁廢スルコト

太政官

何等ノ事故ニ限ラズ州民議院ニ於テ州ノ年
々ノ出入金銀惣高ヲ取建ザル時ハコレヲ取
建ルコトニ任セラルコト

價ニ萬フランク以下ナル州ノ財産ノ買入手
離シ交易ニ付テ州民議院ノ評議セシコトヲ免
許スルコト

職務外ノ事ニ付テ或ハ公正ノ會席ノ外ニ邑
民議院ノ評議セシコトヲ駁廢スルコト

不動産ノ買入賣渡交易ニ付及財産ノ分配ニ
付邑民議院ノ為シタル評議ヲ施行スルコトヲ
免許スルコト但シ歳入十萬フランク以下ノ邑
ナレバ州院ノ免許スルハ價三千フランク迄
ノ不動産及財産ニ限り歳入十萬フランク以
上ノ邑ナレバ價二萬フランク迄ノ不動産ニ
限ルコト。

太政官

邑知事公然免許ナレタル雜費ヲ書付ニ拂フ
ベキノ證印スルコトヲ肯セサル場合ニ於テ州
院ソノ決定ヲ為スコト

邑知事ハ元質ニ入り在タル財産ヲ質ヨリ出
ス節ハ州院ハ決定ヲ以テ其真ニ質ヨリ出テ
シ事并ソノ日限ヲ定メル事ナリ

邑或公建造所ノ樹木ヲ以テ作リシ産物ヲ其
場所ニ於テ賣渡スコト水ヲ探索シ又引道スル
為メ邑或公建造所ノ山林中ニ於テナスベキ

工業貯水池ノ築造及其他此ニ類セル工業等
若邑ノ便益トナル時ハ右等ノ工業ヲ差許ス
州院ハ支配裁判所トシテハ左ノ争訟事務ニ付決定
ヲ為スヲナリ

國人ヨリ已ノ拂フベキ直税ノ割合高ヲ全ク
蠲キ或ハ減少スル事ノ諸願

條約ノ意味或ハ施行ニ付支配官ト公業受員

太政官

トノ間ニ起ル諸差支

國人ヨリ右公業受員人ノ行為ニヨリテ生ゼ
シ損害非理ヲ訴フルノ訟事

道路河堀其他公業ノ為メ取上シ地面ニ付國
民ニ賜フベキ償金ニ関スル諸願并議論

大道上ノ事ニ付テ起ルベキ諸差支

都府大村或ハ小村ヨリ裁判所へ出訴スル
ヲ願ヒ出セル時ハコノ願ヒヲ定メル

國ノ地業ニ付テノ争訟

州院ハ左ノ場合ニ於テハ支配後見ノ事務ヲ行フナ
リ

邑 貧院 救助役所 製造場 僧徒学校 主教所

轄 マヘジユ 寺ノ掌管役所ヨリ裁判所へ出訴スルコトヲ

願ヒ出ル時ハソノ免許ヲ與ヘ或ハ肯ンゼザルコト

州院ハ歳入三万フランク以下ノ邑ノ收納官ロスホ

ユニシノ勘定及歳入三万フランク以下ノ貧院及救

太政官

育役所ノ收納官ロスボトルノ勘定ニ付テ決定ヲ為

スコトナリ

州院ノ評議セシコトハ少モ議官三人ニテ為マシニ非

レバ廢物トナルコトナリ

州民議院

各州ニ州民議院一箇ヅ、アリ是ヲ編成スル官負ノ
數ハ此州内ニ在ル縣ノ數ト同ジ尤一州ニ付三十人
ヲ越ヲ得ザルコト

州民議負ヲ人選スルコトハ各郡ニ於テ右ノ為メ會議
スル選立人コレヲ選舉スルコトナリ但シ各郡ニ付議

太政官

負一人ヅ、選舉シ右會議ノ編成カエレクトール
人ト倍審ノ名簿ニ書入タル人ノ内數人トヲ以テ編
成スルコトナリ

齡二十五歳ニ滿タズ政權民權ヲ有セズ又選舉ノ時
一年前ヨリイマダ少民二百フランクノ直税ヲ拂ハ
ザリシ者ハ州民議負ニ選舉サルコトヲ得ズ

都テ支配上及經濟上ノ諸役ハ州民議官ノ役ト兼勤
スルヲ得ズ

誰ニテモ諸州民議負ノ役ヲ同時ニ兼勤シ又一ノ州
民議負ト一ノ邑民議負ノ役ヲ兼勤スルヲ得ズ
州民議負ハ選舉サレシ日ヨリ九年在任スルヲナリ
且三年毎ニ議負ノ内三分ノ一ツ、改正サル、ナ
リ
同シ州民負畿田モ重選サル、ナリ得ルナリ
州民議院ノ解散ハ皇帝ノミコレヲ為スベシ尤其節
皇帝ハ國議院ノ存意ヲ問フベキナリ

太政官

皇帝州民議院ヲ解散セシ時ハ其日ヨリ三ヶ月ノ内
ニ新ニ州民議負ノ人選ヲ行ハサルヲ得ズ
州民議院ハソノ會席ヲ開クベキ日限并會席ノ期限
ヲ定ムル皇帝ノ布令ニヨツテ州知事コレヲ召集ス
ルニ非レバ集會スルヲ得ズ皇帝ヨリ定メタル日限
ニハ新選サレタル議負州民議院長ノ前ニ於テ誓ヲ
為スナリ

各州ノ州民議院ノ議長副議長及書記ハ各ノ會席ノ

間ダケヅ、皇帝ヨリ命任セラル、トニシテ州民議
員ノ内ヨリ選挙ナル、トナリ

州民議院ノ會席ハ他人出席スルヲ得ズ州民議院
ハ議員ノ内半ヨリ一人多ク出席セザレハ會議セズ
但シ議員三十人アレハウケ氏十六人
出席セザレハ會議セザルトナリ

州知事ハ州民議院ノ評議ニ出席シ且巳ノ存意ヲ勝
手ニ聞カシムルノ権アリ但シ州ノ勘定ヲ決算検査
スルトニ付テノ時ハ此例ニ非ズ

太政官

州民議院ノ國法ニ定メラル役目ニ歸セザル事ニ付
テノ所行兼コレニ付テ評議セシ事ハ廢物ニシテ成
功ナキコナリ皇帝ノ布令ヲ以テ其廢物ナル由ヲ布
告スルトナリ又都テ公正ノ會席ノ外ニ為セシ州民
議院ノ評議ハ全ク廢物ト為ルベシ其節州知事ハ州
院ノ存意ヲ問ヒシ上ニテコレノ決定ヲ為シ此會席
ハ公正ナラザル由ヲ申シ立テ其所行ヲ廢物タルト
テ陳述シ右ノ集會速ニ解散スル為メ要用ナル處置

ヲ為シ且巳ノ決定ヲプロキエロールジエ子ラルニ
傳達ス

プロキエロールジエ子ラルハ右ノ場合ノ為メ國
法ニ定メアル處置ヲ為スヲナリ若議負ノ内ハ刑ヲ
言渡ス時ハ此言渡シヲ受シ州民議負ハ議院ヨリ放
逐サレ右言渡シヲ受ケシ日ヨリ三年ノ間ハ州或ハ
邑ノ議負ニ選任セラル、ヲヲ得ズ

都テ州民議院ハ他州ノ議院或ハ民議院ト又書ヲ

太政官

往復スルヲ禁ジアルコニシテ若此規則ニ背ク時
ハ皇帝決定ヲ為スマテ右議院ノ職務ヲ一時差留ノ
ルヲナリ

州民議院ハ都テ布告或ハ願書ヲ作リ或ハ之ヲ公布
スル事ヲ禁ジアルナリ若此規則ニ背ク時ハ州知事
ハ皇帝ヨリ布令ヲ出シテ決定ヲ為スマテ右議院ノ
會席ヲ差留メ且右等ノ書面ヲ出版セシ書肆板刻ニ
及新聞紙屋ハ國法ニ隨ヒ罰ヲ蒙ルヲナリ

州民議院ハ評議セシ事ヲ全ク或ハ一部又ソノ會席
ノ調書ヲ公布スルヲ命ズルヲ得ルナリ

州民議院ノ職務

州民議院ハ州ノ支配上ノ諸事ノミナラズ國內一般
ノ便益ニ関スル数事ヲデニ関係スルヲナリ州民議
院ハ夫々ノ場合ニヨリ發言ヲ為シ或ハ評議ヲ為シ
或ハ存意ヲ述べ或ハ希望ヲ陳ス

州民議院ハ年々諸郡ハ直税ヲ割付ルコトナリ此割

太政官

付テ為ス前ニ州民議院ハ前年郡ハ割付シ税額ヲ減
少スルノ諸願ニ向決定ヲ為スコトナリ

若州民議院集會セズ或ハ右ノ處置ヲ為サル前ニ離
散セシ時ハ州知事ハ各郡ヨリ拂フベキ税額ヲ前年
ノ割付高ニ基イテ定ムベキコト

州民議院ハ邑ヨリ拂フベキ税數減少ノ諸願ニ付決
断スル事ナリ但其前ニ右税數減少ノ願ハ郡民議院
ニ差進メラレザルヲ得ズ

州民議院ハ國法ニ於テ提調スルヲ得サンチムアジ

シヨン子ル州知事ノ條ニ記セリヲ發言ヲ以テ抗訴ス

州民議院ハ左ノ諸事ニ付評議スルコトナリ

第一 非常ニ取定ムベキ税并州ノ便益ノ為メナス

ノ借金

第二 州ノ所有物ヲ買受テ手離シ及交易スルコト

第三 州ニ屬スル厦屋ノ供用ヲ更改スルコト譬ハバ是マデ

海軍ノ用ニ供シテリシ厦屋ヲ陸軍ノ用ニ改メ供スル等ナリ

太政官

第四 州ノ所有物ノ取扱ヒ方

第五 州ノ名ヲ以テ出シ或ハ受クベキ訴訟ノコト

第六 州ノ権理ニ關スル事ニ付テノ和約

第七 州ヘ呈スル献物并遺物ノ承受

第八 他路ヲ州道類中ニ列シ及其筋向ヲ定メル事

第九 州ノ金銀ヲ以テ作ルベキ諸築造物ノ案文繪

圖及積リ勘定ヲ評議スルコト

第十 州道ノ入費及州ノ入費ヲ以テナスベキ其他

ノ工業入費ニ助カスルヲ願フ為ノ邑或會社或國人ヨリ出ス差進メ

第十一 會社或ハ國人ハ州ノ便益ノ工作ヲ受員ハシ
ムル事

第十二 政府ニ於テ為セシ工業州ニ関スル時ハ其入費惣高ノ内其州ニ割付ベキ入費ノ割合ノ事
且州ト邑トニ関スル工業ノ入費ノ内州ヨリ
出スベキ割合ノ事

太政官

但シ 此事ニ付州ト邑ノ間ニ不和興ル時ハ
其事ニ関スル邑民議院群民議院及州民議院ノ存意ヲ聞シ上皇帝ノ布令ニヨツテ此事ヲ決スルナリ

第十三 諸邑ハ割付ベキ狂人并弃兒教育入費ノ割合
ノ一及右邑ノ分ヲ各邑ハ割付ル

州民議院ノ評議セシ事ハ國法或ハ支配上ノ規則ニ
於テ定ツタル場合ニヨリ皇帝或ハ其事ニ関スル卿

或ハ州知事之承允ヲ受クベキ事ナリ

但シ非常税或ハ借金ニ関スル評議ハ民選議院ニ差進メテ承允ヲ請ハザルヲ得ズ

州民議院ハ左ノ諸事ニ付存意ヲ述ルコトナリ

第一 州郡縣邑ノ境界ノ変改或ハ首府ノ移轉

第二 諸邑ニ関スル工業ノ入費ノ割付ニ付テ起ル
ノ差支

第三 一定返田ノ市并通例ノ市ノ取建廢止及移轉

太政官

第四 都テ政府ヨリ存意ヲ問フノ諸事

州民議院ハ議長ノ紹介ヲ以テ州ノ便益ニ付政府ニ出スベキ諸訴訟ヲ直ニ國內ニ卿ニ呈シ又州ノ諸公用ノ形勢并ソノ入用ニ付テ存意ヲ直ニ同卿ニ上告スルトヲ得ルナリ

州民議院ハ國內一般ノ便益ノ諸事物ニ付希望ヲ陳スル事ヲモ得ルナリ

№ 73895

太
政
官